



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

### 教育委員会告示

○秋田県指定無形文化財の解除(一〇・文化財保護室)……………1

## 教育委員会告示

### 秋田県教育委員会告示第十号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第二十一条の七の規定により、技術の保持者が死亡したことにより次の秋田県指定無形文化財を解除する。

平成二十年五月二日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

名称	秋田県指定無形文化財の保持者		
氏名	住	所	
秋田八丈	滑川 晨吉	秋田市旭南三丁目八番五号	
秋田畝織	滑川 晨吉	秋田市旭南三丁目八番五号	

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄